

無人航空機 飛行マニュアル【研究開発用】 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">無人航空機 飛行マニュアル (150m 以上・DID・夜間・目視外・30m・物件投下) 研究開発を目的とした申請について適用 ※場所を特定した飛行に限る</p> <p>運航者名： _____</p> <p>国土交通省航空局標準マニュアル（研究開発）（令和2年 12月 25日版）</p>	<p style="text-align: center;">無人航空機 飛行マニュアル (150m 以上・DID・夜間・目視外・30m・物件投下) 研究開発を目的とした申請について適用 ※場所を特定した飛行に限る</p> <p>運航者名： _____</p> <p>国土交通省航空局標準マニュアル（研究開発）（令和2年 9月 10日版）</p>	

無人航空機 飛行マニュアル【研究開発用】 新旧対照表

新	旧	備考
<p>本マニュアルについて</p> <p>(略)</p> <p>目次 (略)</p> <p><u>1. ～2. (略)</u></p> <p><u>3. 安全を確保するために必要な体制</u></p> <p>3-1 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所の確保・周辺状況を十分に確認し、第三者の上空では飛行させない。 ・風速 5 m/s 以上の状態では飛行させない。ただし、風速 5 m/s 以上の状態で飛行可能であることを、製造者等が定める取扱説明書、設計図等又は風洞など再現性のある設備を用いた地上試験で事前に確認している場合は、その条件による。 ・雨の場合や雨になりそうな場合は飛行させない。ただし、降雨試験装置など再現性のある設備を用いて、地上試験で事前に耐候性を確認している場合はその限りではない。 ・十分な視程が確保できない雲や霧の中では飛行させない。 ・飛行させる際には、安全を確保するために必要な人数の補助者を配置し、相互に安全確認を行う体制をとる。 ・補助者は、飛行範囲に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う。 ・補助者は、飛行経路全体を見渡せる位置において、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視し、操縦者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行う。 ・飛行場所付近の人又は物件への影響をあらかじめ現地で確認・評価し、補助員 	<p>本マニュアルについて</p> <p>(略)</p> <p>目次 (略)</p> <p><u>1. ～2. (略)</u></p> <p><u>3. 安全を確保するために必要な体制</u></p> <p>3-1 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所の確保・周辺状況を十分に確認し、第三者の上空では飛行させない。 ・風速 5 m/s 以上の状態では飛行させない。ただし、風速 5 m/s 以上の状態で飛行可能であることを、製造者等が定める取扱説明書、設計図等又は風洞など再現性のある設備を用いた地上試験で事前に確認している場合は、その条件による。 ・雨の場合や雨になりそうな場合は飛行させない。ただし、降雨試験装置など再現性のある設備を用いて、地上試験で事前に耐候性を確認している場合はその限りではない。 ・十分な視程が確保できない雲や霧の中では飛行させない。 ・飛行させる際には、安全を確保するために必要な人数の補助者を配置し、相互に安全確認を行う体制をとる。 ・補助者は、飛行範囲に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う。 ・補助者は、飛行経路全体を見渡せる位置において、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視し、操縦者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行う。 ・飛行場所付近の人又は物件への影響をあらかじめ現地で確認・評価し、補助員 	

無人航空機 飛行マニュアル【研究開発用】 新旧対照表

新	旧	備考
<p>の増員<u>等</u>を行う。</p> <p>・飛行させる場所について「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領5-4(3)c)オ)及びカ)に示す立入管理区画と同等の対策に加え、飛行させる空域における航空機の飛行状況を空域監視装置等によって監視できる対策を講じる。</p> <p>※3-1に加え、飛行の形態に応じ、3-2から3-7の各項目に記載される必要な体制を適切に実行する。</p>	<p>の増員、<u>事前周知、物件管理者や地元自治体等との調整</u>を行う。</p> <p>・<u>公園、河川、港湾等で飛行させる場合には、管理者により飛行が禁止されている場所でないか、あらかじめ確認する。</u></p> <p>・飛行させる場所について「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領5-4(3)c)オ)及びカ)に示す立入管理区画と同等の対策に加え、飛行させる空域における航空機の飛行状況を空域監視装置等によって監視できる対策を講じる。</p> <p>※3-1に加え、飛行の形態に応じ、3-2から3-7の各項目に記載される必要な体制を適切に実行する。</p>	<p>◆物件管理者等との調整等に係る記述を削除する。</p>